

豊島区ふるさと納税返礼品事業者募集要項(令和 8 年 10 月 1 日適用)

1. 目的

ふるさと納税制度により豊島区(以下、「区」)への寄附を行った区外在住者(以下、「寄附者」)に対し、お礼の品やサービス(以下、「返礼品」)を贈呈することにより、区に対する理解と愛着を深めていただくとともに、本事業を通じた区の PR や産業振興を図るため、区と協力し寄附者に返礼品を提供する事業者(以下、「返礼品事業者」)を募集する。

2. 返礼品事業者の要件

返礼品事業者は、原則として以下の条件を全て満たすものとする。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、区が申請内容等を総合的に判断して返礼品事業者として適当でないと認めた場合には、返礼品事業者としての登録は行わない。

- (1) 区内に本社、支店、事業所、工場、店舗等または役務(サービス)の提供場所がある法人・団体・個人事業主であること。
- (2) 各種法令規則等を遵守した生産・製造・加工・販売又はサービスの提供をおこなっていること。
- (3) 税の滞納が無いこと。
- (4) 経営不振の状態(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始等)にないこと。
- (5) 区から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 代表者等が、豊島区暴力団等排除措置要綱(平成 21 年 3 月 6 日 総務部長決定)第 2 条第 3 号に規定する暴力団または同条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。また、暴力団又は暴力団員等と関係を有すると認められるものではないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。(ゲームセンターを除く。)
- (8) 個人情報保護法及び関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを厳重に行えること。
- (9) 区がふるさと納税業務を委託している事業者(以下、中間事業者)と、返礼品の提供に関する契約を締結できること。
- (10) 原則としてインターネット及び電子メールを使用できる環境を有しており、中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理等が可能であること。また、メールやシステムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアへのバージョンアップやセキュリティソフトの導入など、適切なセキュリティ対策を講じていること。
- (11) 返礼品に関する問い合わせ、トラブル、苦情等に適切に対応できること。

3. 中間事業者との契約について

区は、ふるさと納税関連業務の効率的な運営や、寄附者情報・配送情報等の適正な管理、問い合わせ対応の充実等を目的として、ふるさと納税関連業務の一部を中間事業

者に委託している。

返礼品が採用となった場合には、下記の間事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。

事業者名	レッドホースコーポレーション株式会社
住所	東京都墨田区横綱 1 丁目 10 番 5 号 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2 階

4. 返礼品について

(1) 採用要件

返礼品は、原則として以下の要件を全て満たす品物とする。

- ① 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に掲げる基準(地場産品基準)を満たすこと。なお、地場産品基準への適合性は、区が国に確認申請を行い最終判断を行うものとする。
- ② 区の魅力の発信や産業振興に寄与すると区が認める品物であること。
- ③ 品質及び数量について、安定的に供給できること。これを裏付ける販売体制や販売実績を有していること。ただし、期間又は数量限定の品物については、この限りではない。
- ④ 提供する品物に関する関連法規(食品衛生法、食品表示法、商標法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、等)を遵守していること。
- ⑤ 飲食物を発送する場合、発送から一定期間の消費(賞味)期限を確保できること。
- ⑥ 役務を提供する場合、発送から概ね6か月以上の有効期限を確保できること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りではない。
- ⑦ 食事券や飲食券などのチケットを提供する場合、転売対策の措置を講ずること。
- ⑧ 公序良俗に反しないものであること。
- ⑨ エステ、マッサージ又はこれらに類する役務に該当しないこと。
- ⑩ 医療行為(人間ドック等の健康診断は除く)及び医薬品でないこと。
- ⑪ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものでないこと。
- ⑫ 個人の趣味、特技により私的に生産、販売又は提供されるものでないこと。
- ⑬ 第三者が著作権、商標権その他の権利を有する場合にあっては、区の返礼品として提供することについて当該権利者の許諾を得ていること。
- ⑭ 食品を返礼品として提供する場合は、食品の産地名の適正な表示を確保すること。
- ⑮ 区の求めに応じ、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- ⑯ 地場産品基準3号に該当する返礼品(豊島区内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの)については、以

下(ア)(イ)の要件をいずれも満たすこと。

(ア)以下の算式による豊島区内において生じた価値の割合が50%を超えること。

算式 $(A-B)/A$

算式の符号 A: 区が返礼品事業者を支払う返礼品の調達費用

B: 当該返礼品の製造・販売等のために豊島区外で生じた費用

(イ) 返礼品の掲載開始までに、国の定める様式により、区ホームページにて以下の情報を公開することに同意できること。

- i. 区が返礼品事業者を支払う返礼品の調達費用
- ii. 返礼品の一般販売価格
- iii. 返礼品の製造・加工地(東京都豊島区、〇〇県〇〇市、〇〇国、等)
- iv. (ア)の算式による豊島区内において生じた価値の割合

(2) 発送について

- ① 返礼品事業者は、返礼品の発注から原則として1か月以内に、中間事業者が指定する送付先に返礼品を発送すること。ただし、返礼品が受注生産品や季節限定品であるなど特別な事情がある場合はこの限りではない。
- ② 返礼品の発送は、原則として配送状況を確認できる配送サービスを利用すること。宿泊・飲食・その他体験等のサービスを提供する返礼品においては、案内状やチケット等を追跡可能な手段(レターパック、簡易書留等)で郵送すること。ただし、区が認める場合に限り、他の手段(電子メール等)による発送を可能とする。
- ③ 区から区のPRのためのリーフレット等の同梱依頼があった場合、送料に変更が生じない範囲において可能な限り協力すること。
- ④ 返礼品の発送時に、送料に変更が生じない範囲において自社のPRに資するリーフレット等を同梱できるものとする。

(3) 返礼品の代金及び寄附金額について

- ① 返礼品事業者が請求する返礼品の代金(以下、「返礼品代金」)は、返礼品本体の品代の他、サービス料、諸税、梱包代、その他事務経費を含むものとする。また返礼品の送料は返礼品代金とは別に算出するものとする。
- ② 返礼品代金及び送料は、中間事業者を通じて区が支払う。
- ③ 返礼品の提供に要する寄附金額は、返礼品代金に3分の10をかけた額(千円未満切上げ)を下限として、送料やその他寄附募集に係る諸経費等を加味したうえで、区が設定する。

(4) その他

- ① 区は、4. (1)の採用要件をすべて満たす返礼品であっても、ふるさと納税制度を前提とした効果的かつ効率的な事業運営の観点より、返礼品としての採用を見送る場合がある。
- ② 区は、返礼品事業者1者あたりの掲載品目数について、返礼品の総数や返礼品の提案内容、返礼品事業者間の均衡等を考慮の上、制限を行う場合がある。
- ③ 原材料価格の高騰や市場価格の乱高下等の要因により返礼品の調達価格が安定しない場合、またはそのおそれがある場合は、区の判断により、一時的に返礼品の掲載を取り下げる場合がある。
- ④ 返礼品事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文、ポータルサイトへの掲載画像等については、区の刊行物等への掲載や、区が行うふるさと納税に関する広報活動における雑誌や新聞、テレビ等への提供ができるものとする。
- ⑤ 返礼品事業者は、店頭やホームページ、SNS 等にて、取扱商品が区のふるさと納税返礼品であることの PR や、ポータルサイトの商品ページ URL の掲載を行うことができる。
- ⑥ 返礼品事業者は、返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告は行わないものとする。

※上記に該当する例として、ふるさと納税の募集に際して、新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品を強調して掲載する場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合、返礼品に対する寄附行為を直接呼びかける場合など。

5. 応募方法

返礼品事業者としての登録を希望する事業者は、以下の要領により申し出ること。

(1) 受付期間

区ホームページに掲載

(2) 提出書類

- ① 返礼品事業者登録申込書兼誓約書(様式 1)
- ② 返礼品ヒアリングシート(様式 2)

(3) 提出方法

以下の宛先にメールで提出すること。

提出先 : 豊島区産業振興課ふるさと納税担当

メール : A0014205@city.toshima.lg.jp

件名 : 【事業者名】ふるさと納税返礼品事業者登録申請

6. 返礼品の採用までの流れ

返礼品事業者より返礼品の提案があった場合、区及び中間事業者は返礼品事業者へのヒアリングや返礼品製造場所等の現地確認、返礼品の現物確認等を行い、本要項や制度への適合状況を審査する。また、国に対し制度への適合性に関する確認申請を行う。

これらの結果を踏まえ返礼品としての採用可否を判断し、結果は中間事業者を通じて返礼品事業者に通知する。

7. ポータルサイトへの掲載について

区が採用した返礼品については、区が契約するふるさと納税ポータルサイト(以下、ポータルサイト)に返礼品の画像、内容、事業者名等を掲載する。区が契約するポータルサイトは、区の公式ホームページ上で確認すること。

ポータルサイトへの掲載費用及びクレジットカード等の決済手数料は区が負担する。

なお、各ポータルサイトの仕様や掲載基準、返礼品の在庫状況、商品特性その他の理由により、ポータルサイト毎に掲載状況が異なる場合がある。

8. 区や中間事業者への報告について

返礼品事業者は、以下に該当する事案が発生した場合、速やかに中間事業者に報告すること。また、区や中間事業者から求めがあった場合、必要な資料等を提供すること。

- (1) 事業者情報に変更がある場合
- (2) 返礼品情報の変更・削除や、一時掲載停止等を希望する場合
- (3) 返礼品の発送遅延や、品質や製造・発送過程での問題や苦情が生じた場合
- (4) その他、返礼品の提供に関して報告すべき事案が発生した場合

9. 登録の取消し等

(1) 以下の事由に該当する返礼品について、区は提供を終了する場合がある。

- ① 本要項で定める返礼品の採用要件に適合しなくなったものと区が認める場合
- ② 国の制度改正等により、返礼品の採用要件に適合しなくなった場合
- ③ 欠品や受付期間の終了などの理由により、返礼品の今後の提供見込みがないものと区が判断した場合
- ④ その他、返礼品としての取扱いに支障があると区が判断した場合

(2) 以下の事由に該当する返礼品事業者について、区は登録を取り消す場合がある。

- ① 本要項で定める内容への不適合や違反行為が判明した場合
- ② 区や中間事業者への申請内容に虚偽があった場合
- ③ 区に損害を及ぼす行為や、区のイメージ等を損なう行為があった場合
- ④ 返礼品を提供できない状況が長期間続く場合
- ⑤ その他、本事業の運営に支障をきたす行為があったと区が判断した場合

10. その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57号)」及び関連法規を遵守すること。また、寄附者の個人情報は、本事業における返礼品の提供以外の目的での使用や、第三者への提供を行わないこと。返礼品事業者としての登録が終了した後も同様とする。
- (2) 返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情や補償等に関しては、区は一切責任を負わない。返礼品事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、寄附者から苦情があった場合及び寄附者へ補償した場合にはその内容について速やかに中間事業者に報告すること。
- (3) 本要項で定める内容の確認及び本事業の遂行のため、区や中間事業者は、返礼品事業者に対し必要な書類の提出を求めたり、事業所等への立ち入り調査を行うことができるものとする。また、返礼品事業者はそれらの求めに対し協力するものとする。
- (4) 6. の応募結果及び9. の登録取り消し等に関する異議申し立てや問合せについては、区は応じない。
- (5) 返礼品事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負わない。
- (6) 本要項に定めのない事項や、本要項に関する疑義が生じた場合には、区と協議の上解決するものとする。

11. 問い合わせ先

豊島区 産業観光部 産業振興課 ふるさと納税運営グループ
〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 7 階
電話 : 03-4566-2748
メール : A0014205@city.toshima.lg.jp